

多摩市告示第四百九十九号

道路法第三十七条に基づく道路の占用制限に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定する。
そのため、同法第三十七条第三項の規定により、次のとおり告示する。

関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間、多摩市役所都市整備部道路交通課において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

多摩市長 阿部 裕行

一 占用を制限する路線及び対象区域

別紙一「道路法第三十七条指定路線調書」、別紙二「路線図」、別紙三「指定路線図」のとおり

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路等の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限開始の期日

令和七年十二月二十六日

道路法第37条指定路線調書

	路線番号	起点	終点
1	市道4-4号幹線 市道4-20号線	永山一丁目8番1地先 (多摩消防署前交差点)	永山一丁目2番1地先 (日本医大多摩永山病院)
2	市道4-4号幹線 市道4-32号線 市道4-33号線	永山二丁目2番地先 (永山北公園)	永山一丁目5番地先 (南多摩保健所)
3	市道1-2号幹線	関戸四丁目38番地先 (聖蹟桜ヶ丘駅前信号)	関戸二丁目56番5地先 (京王電鉄本社)
4	市道6-8号線 市道6-13号線	鶴牧一丁目23番地先 (多摩中央警察署東信号)	鶴牧一丁目26番1地先 (多摩中央警察署)

路線図 S=1:20,000

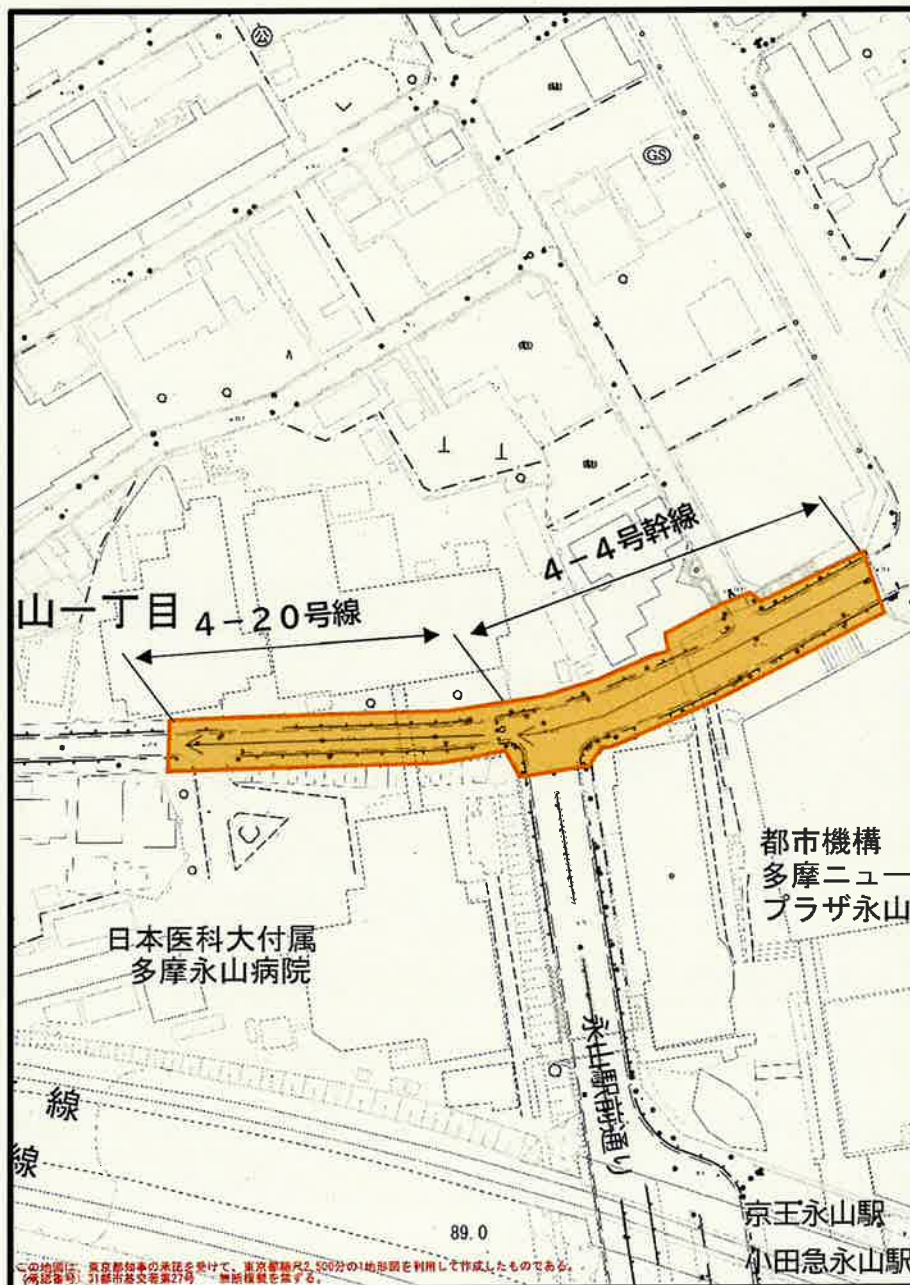


凡例

- 第二次緊急輸送道路に基づく
占用制限路線
- その他の占用制限路線

- 1 市道4-4号幹線、4-20号線
(永山一丁目8番1地先～永山一丁目2番1地先)

案内図



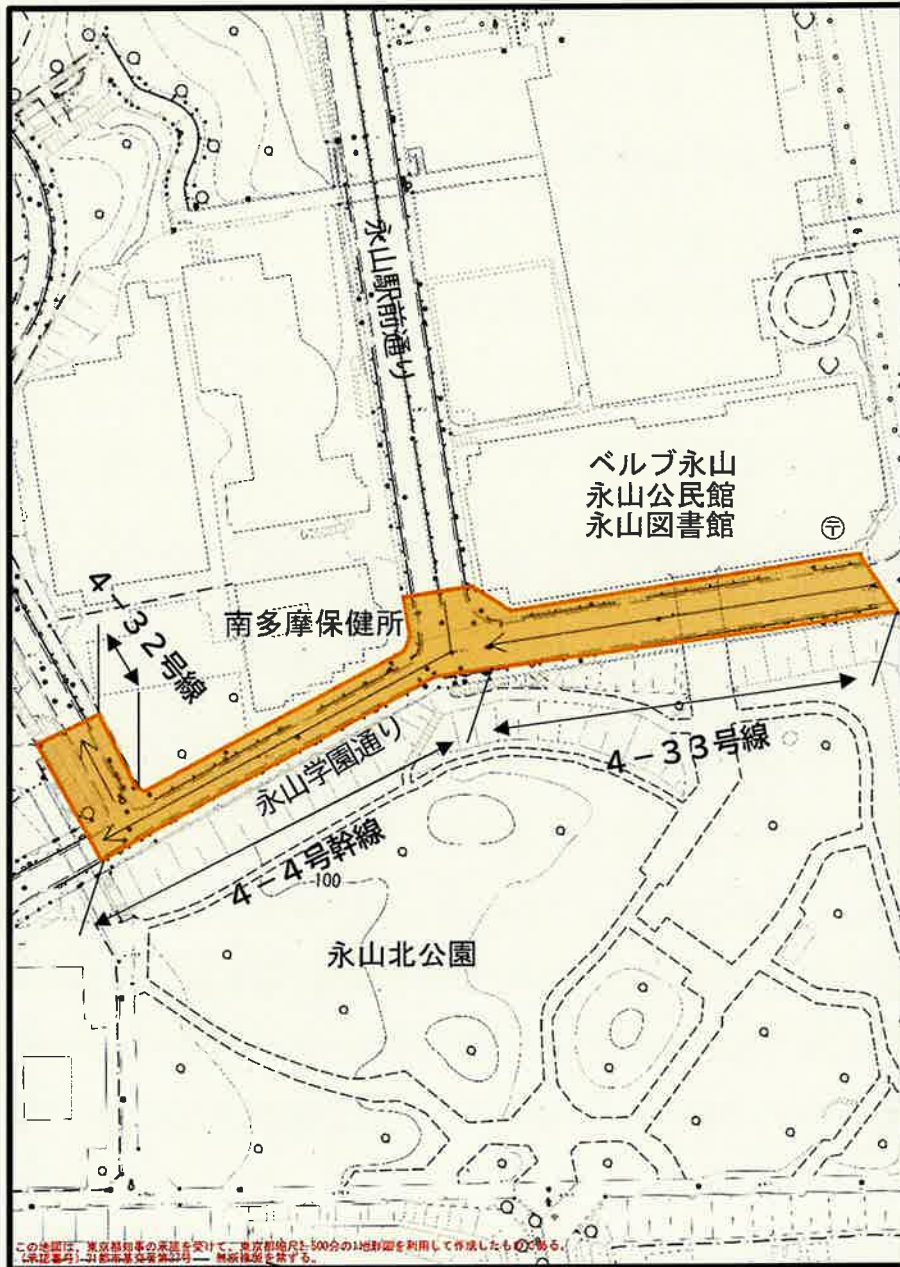
凡例

- ・ …占用を禁止し、又は制限する道路の区域

指定路線図

- 2 市道4-4号幹線、4-32号線、4-33号線
(永山二丁目2番地先～永山一丁目5番地先)

案内図



凡例

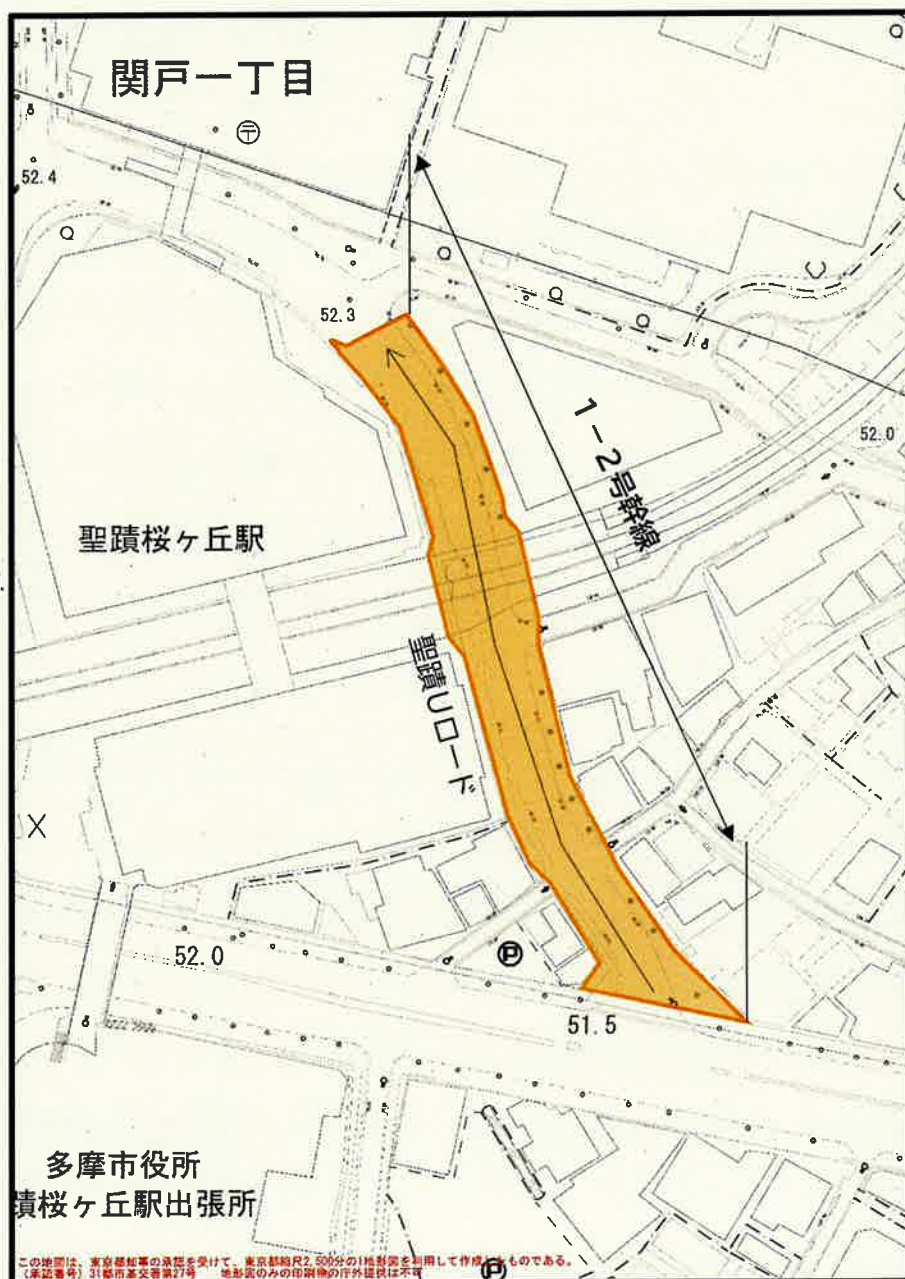
- ・ …占用を禁止し、又は制限する道路の区域

指定路線図

3 市道1-2号幹線

(関戸四丁目38番地先～関戸二丁目56番5地先)

案内図



凡例

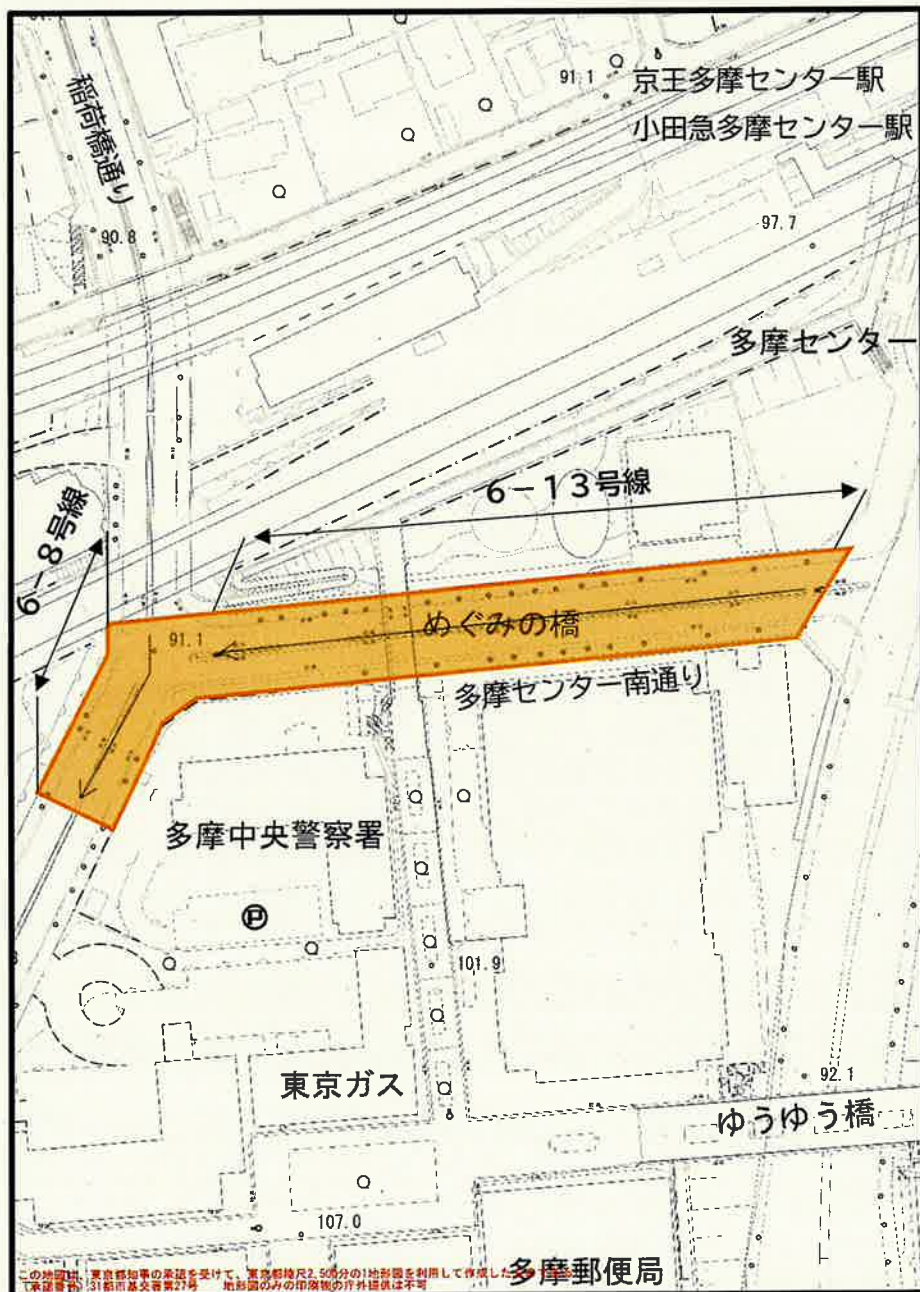
-  … 占用を禁止し、又は制限する道路の区域

指定路線図

4 市道6-8号線、6-13号線

(鶴牧一丁目23番地先～鶴牧一丁目26番1地先)

案内図



凡例

- (orange box) … 占用を禁止し、又は制限する道路の区域